

司法機関組織運営規則 新旧対照表（案）

現 行	改 定（案）	備 考
<p>（規律委員会）</p> <p>第3条 規律委員会は、本規則等に対する違反行為のうち、競技及び競技会に関する<u>もの</u>について調査、審議し、懲罰を決定する。</p> <p>（裁定委員会）</p> <p>第7条 裁定委員会は、本規則等に対する違反行為のうち、競技及び競技会に関するもの以外の違反行為について、調査、審議し、懲罰を決定する。</p> <p>2 <u>前項にかかわらず</u>、本規則等に対する違反行為のうち、ドーピング禁止に関する違反行為に対する懲罰については、日本アンチ・ドーピング規律パネルが決定する。</p> <p>[改正]</p>	<p>（規律委員会）</p> <p>第3条 規律委員会は、本規則等に対する違反行為のうち、競技及び競技会に関する<u>違反行為、選手の登録、契約及び移籍等に関する諸規則に関する違反行為並びに仲介人に関する規則に関する違反行為</u>について調査、審議し、懲罰を決定する。</p> <p>（裁定委員会）</p> <p>第7条 裁定委員会は、本規則等に対する違反行為のうち、<u>規律委員会が所管するもの及びドーピング禁止に関するものを除く違反行為（以下、「競技及び競技会に関するもの以外の違反行為」という。）</u>について、調査、審議し、懲罰を決定する。</p> <p>2 本規則等に対する違反行為のうち、ドーピング禁止に関する違反行為に対する懲罰については、日本アンチ・ドーピング規律パネルが決定する。</p> <p>[改正]</p> <p><u>2022年2月10日</u></p>	<p>選手の登録、契約及び移籍等に関する諸規則に関する違反行為についての規律委員会に関する管轄を規定する</p> <p>上記変更に伴う適正化</p>